

答申第15号

答 申

「愛媛県〇〇地方局長が〇〇市へ開示請求者の住民票及び戸籍を公開請求した文書（平成〇年〇月〇日付けで〇〇市から愛媛県へ回答があったとされるもの）」非開示決定案件

第1 審査会の結論

平成25年6月18日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報開示請求

異議申立人は、平成25年6月5日、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、愛媛県〇〇地方局長が〇〇市長に対して公用請求をし、平成〇年〇月〇日付けで回答があったとされる「愛媛県〇〇地方局長が〇〇市へ開示請求者の住民票及び戸籍を公開請求した文書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、平成25年6月18日、本件開示請求のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付の請求については、不存在による非開示決定を行い、戸籍法（昭和22年号外法律第224号）第10条の2第2項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求については条例第20条の規定に該当するとして非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 非開示とした理由

(1) 住民票の写し等について
公文書不存在による。

(2) 戸籍謄本等について
条例第20条該当

本件個人情報が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第17条第2項第7号に掲げる非開示情報として保護される利益が侵害され

ることとなるため。

4 異議申立て

異議申立人は、「異議申立てに係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。」として、平成 25 年 8 月 28 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

長年、個人情報漏れ、悪評を立てられ、日常的に人権侵害を受けてきた。県による公用請求により、私の住民票が〇〇市から発行されているのがわかったが、県のどの課がどのような目的で住民票を請求したのかを知りたい。非公開決定通知書では納得できない。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 地方公共団体による公用請求について

地方公共団体では、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合には、住民票の写し等の交付の請求及び戸籍謄本等の交付の請求（以下これらの請求を併せて「公用請求」という。）をすることがある。

2 本件個人情報について

異議申立人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、愛媛県〇〇地方局長が〇〇市長に対して公用請求をし、平成〇年〇月〇日付けで回答があったとされる「愛媛県〇〇地方局長が〇〇市へ異議申立人の住民票及び戸籍を公開請求した文書」（以下「本件公文書」という。）に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

3 本件個人情報を非開示と決定した理由について

(1) 住民票の写し等について

愛媛県〇〇地方局長は、本件個人情報の開示の請求に当たって、異議申立人から、本件公文書を保有する課及び室の特定がされなかったこと

から、本件公文書の保有の有無について愛媛県〇〇地方局の全ての課及び室を調査したところ、〇〇課にあっては、保存期間（1年間）を経過したため平成〇年度の住民票の写し等の交付の請求に係る公文書を全て廃棄していることを確認し、その他の課及び室にあっては、当該公文書を作成していないことを確認した。

開示請求に係る個人情報を保有していないときは、開示をしない旨の決定をすることとされているので、住民票の写し等の交付の請求に係る公文書の不存在を理由に非開示と決定したものである。

(2) 戸籍謄本等について

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができることとされている。

戸籍謄本等の交付の請求は、顕彰等における候補者の照会事務、県税の滞納処分に係る相続人調査の事務等において行われるものであり、これらの照会、調査等に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、顕彰等の候補者とされていることが判明したり、県税滞納者の相続人が滞納処分から逃れるために財産を隠避する可能性があることから、これらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件個人情報が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第17条第2項第7号に掲げる非開示情報として保護される利益が侵害されることとなるため、存否応答拒否をすることとし、非開示と決定したものである。

第5 審査会の判断の理由

1 地方公共団体による公用請求について

地方公共団体による公用請求については「第4実施機関の説明要旨 1 地方公共団体による公用請求について」のとおり、地方公共団体では、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合には、公用請求をすることがある。

2 本件個人情報について

本件個人情報は「第4実施機関の説明要旨 2 本件個人情報について」のとおり、愛媛県〇〇地方局長が、〇〇市長に対して公用請求をし、平成〇年〇月〇日付けで回答があったとされる本件公文書に記載された個人情報である。

3 基本的な考え方について

- (1) 実施機関は、本件開示請求に対し、住民票の写し等については不存在を理由に非開示決定を行い、これに対し、異議申立人は、本件異議申立てにおいて、非開示決定の取消しを求めているので、不存在を理由とする非開示決定の妥当性について検討を行うこととした。
- (2) 実施機関は戸籍謄本等については、条例第 20 条に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。これに対し、異議申立人は、本件異議申立てにおいて、非開示決定の取消しを求めているので、当審査会は本件処分が条例第 20 条に規定する存否応答拒否の要件に該当するかどうかについて検討を行うこととした。

4 本件処分に係る具体的な判断

- (1) 住民票の写し等の不存在について

実施機関は本件公文書の保有の有無について愛媛県〇〇地方局の全ての課及び室を調査し、〇〇課にあつては、保存期間を経過したため平成〇年度の住民票の写し等の交付の請求に係る公文書を全て廃棄していることを確認し、その他の課及び室にあつては、当該公文書を作成していないことを確認し、開示請求に係る個人情報保有していない旨主張している。この点につき、審査会が公文書の管理状況について確認したところ、愛媛県文書管理規程に基づき適正に行われていることを確認した。

以上のことから、住民票の写し等について、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は妥当である。

- (2) 戸籍謄本等について

ア 実施機関は戸籍謄本等については「第 4 実施機関の説明要旨 2 本件個人情報を非開示と決定した理由について (2) 戸籍謄本等について」のとおり、本件個人情報の存否を答えること自体が、条例第 17 条第 2 項第 7 号で規定する非開示事由に該当する個人情報を開示することとなることから、条例第 20 条に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。

- イ 条例第 20 条の該当性について

条例第 20 条は、次のとおり規定している。

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否

することができる。

開示請求に対しては、当該請求に係る個人情報の存否を明らかにし、開示又は非開示を決定すべきであるが、本条は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めたものである。

「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、個人情報が存在するかどうかを明らかにするだけで、第17条第2項各号に掲げる非開示情報として保護される利益が侵害されることをいう。具体的には、文書不存在を理由に非開示決定を行えば非開示情報がないということを明らかにし、非開示条項を適用して非開示決定を行えば、非開示情報があるということを明らかにすることにより、保護されるべき利益が侵害される場合があり、このような場合、理由を明らかにしないで請求を拒否する必要がある。

したがって、存否応答拒否を行うには、①請求に係る個人情報が、条例上の非開示事由に該当すること及び②当該個人情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって開示したのと同様の効果が生じることの2つの要件を備えていることが必要である。

そこで、本件開示請求に係る個人情報について、前記の要件の該当性を有するかについて検討した。

ウ 本件開示請求における存否応答拒否の妥当性について

要件①については、本件請求に係る個人情報が、条例第17条第2項第7号に規定する非開示事由に該当するかを検討した。

本号は、開示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非開示とすることを定めたものである。

戸籍謄本等の交付の請求のうち、顕彰等における候補者の照会事務、県税の滞納処分に係る相続人調査の事務等において行われるものについては、開示することにより、職務の効率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件個人情報は条例第17条第2項第7号に該当するものであると認められる。

次に、要件②について検討した。本件開示請求は、本件公文書を保有する課及び室の特定がなされないで、〇〇地方局の全ての課及び室の事務が対象となったものである。戸籍謄本等の交付の請求の事務については、これらの照会、調査等に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、顕彰等の候補者とされていることが判明したり、県税滞納

者の相続人が滞納処分から逃れるために財産を隠避する可能性があることから、これらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、〇〇地方局のように多数の課室が存在する組織において、開示請求人が課及び室並びに事務を特定しない請求を行なった場合、戸籍謄本等の交付の請求の事務については、本件個人情報が存在するかどうかを明らかにするだけで、条例第 17 条第 2 項第 7 号に掲げる非開示情報として保護される利益が侵害されることとなるため、条例第 20 条に該当するものとして、非開示決定を行った本件処分は妥当と認められる。

5 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 25 年 9 月 13 日	諮問
同年 9 月 13 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 10 月 16 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 10 月 16 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
平成 26 年 1 月 22 日	審査会（第 1 回審議）
同年 2 月 19 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	